

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定に関する 第4回検討会 開催結果

1 日 時 令和7年2月10日（月） 午後2時～4時

2 場 所 京都府庁3号館地階 第4会議室

3 出席者 委員（別紙委員出席者名簿のとおり）
京都府関係者（別紙関係課出席者名簿のとおり）

4 議 事

- (1) 次期「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」最終案について
- (2) その他

5 意見等の概要（◎＝座長、○＝委員、■＝事務局）

■パブリック・コメントと対応方針について説明

- ・妊産婦等生活援助事業について、現状実施していないことを踏まえ、目標値の設定ではなく、実現に向けて検討するという表現の変更は行わない。
- ・代替養育を必要とするこども数の見込みについて、国の要領に基づき虐待相談対応件数の増加等を勘案して算出しており、見込み数の変更は行わない。
- ・施設での専門的な支援が必要な児童等がいることを十分に考慮し、現実的な里親委託率の目標を提示すべきとのご意見について、これまでも検討会において同様のご意見をいただいていたところ。里親委託率の目標値については、現に施設で養育されているこどもについて、施設での聞き取りを踏まえ、里親支援が進んで環境が整えば里親での養育が可能となるこども数を推計した数を基に算出しており、案のままをしたい。
- ・社会的養護への一般社会からの理解が十分でない中で無理に里親委託を推進することは、里親とこども双方に過度な負担を強いることにつながるとの懸念について、ご意見としてお聞きする。
- ・里親支援のあり方の振り返り等、里親支援の更なる充実を目的とし、里親等に委託したものの、やむを得ず委託解除に至った要因分析に取り組むことを追記すべきとの意見について、計画に追記する。

■里親支援センターについて

- ・包括的な里親支援業務の実施体制構築に向け、里親支援センターの設置を計画しており、令和7年度の予算措置が認められる見込みである。南北に長い京都府の地形を踏まえ複数ヵ所が必要と考えているが、7年度についてはまず1ヵ所で成果と課題を整理し、今後複数ヵ所の設置に向けて取り組む。

■修正及び追記箇所について説明

- ・p 9、10 特定妊婦に対する市町村要対協による支援を追記。妊産婦等生活援助事業の実施について検討する旨を文中に追記。プレコンセプションケアの推進について現状と主な取組みをそれぞれ追記
- ・p 13 児童福祉司等の配置数について、現時点での具体的な目標数を記載する。ただし、虐待相談対応件数によって変更が生じる可能性があることについても追記
- ・p 27 里親の養育力向上のための取組について、前回検討会で委員からご意見のあった施設職員と里親との交流の場の設定に向けて取組を進めることを追記する。里親支援センターが中心となって行うことを想定している。
- ・p 27 委託解除に至ったケースの要因分析を主な取組として追記

- ・ p29 施設での養育が必要なこども数の見込みの算出方法について、社会的養育が必要なこども数から、里親委託が計画どおり推進された場合に、里親等委託となるこども数を差し引いて算出しているとの説明書きを追記。また、里親委託推進と同時に、検討会では施設の必要性についても意見が一致していることから、「一時保護委託の受け入れや、発達に課題のあるこども、心理面のケアが必要なこどもが増加した場合にも、適切に対応を図ることができるよう必要な定員の確保が求められる。」と追記
- ・ p29 里親等においても取り組んでいるものの対応が難しいケースについて、施設が行っている専門性を活かした支援について追記
- ・ p30 施設における小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進等について、現状を踏まえて追記。また、施設は地域における重要な社会資源であることを追記

権利擁護について

- p34 意見表明等支援事業について、一時保護所や児童養護施設等を訪問するこどもの権利擁護専門員は、一般のアドボケイトに委託するのか。また、具体的な方法はどうか。
 - 専門的な知識を有する個人に委託している。児童相談所から独立した立場でありつつ、一定の資格免許をもつ方々である。現在は一時保護所への訪問のみ行っているが、来年度は児童養護施設へも訪問するなど、拡充して実施する予定である。
- ◎全国的には、各地にできつつあるこどもアドボカシーセンターがアドボケイターの養成講座や意見表明等支援を行っている例があるが、一般の方がアドボケイターをすることによる課題や、施設との混乱もあると聞く。今後京都府においてもどのような形で実施していくのか検討が必要である。
- p36 施設でもこどもの権利に関する研修へのニーズが高いが、現在は具体的にどのような内容で実施しているのか。
 - 意見表明支援等事業の実施にあたり、専門員や児童相談所職員に対して研修を行っている。今後は皆さんのご意見も踏まえ、研修の対象を広げることを検討する。
- 本計画とは別だが、こどもの権利擁護に係る環境整備は、社会的養護下にあるこどもだけでなく、本来は全てのこどもとその保護者に対して行われるべきことであり、虐待の未然防止につながる。権利について周知する際にはこどもの年齢に合わせ、こどもの理解度を確認しながら実施することが重要であり、コミュニティスクール等の場を利用することも考えられる。
- ◎こども自身が権利の主体であることを自覚できるような大人の関わりが必要となる時代であり、意見表明支援員についても、社会的養護の場に限らず、一般の学校等においても今後必要とされるだろう。

里親等委託の推進について

- 里親委託解除ケースの要因分析は、どこが主体となり実施、又はコーディネートする予定か。
 - 具体的な検討はこれからだが、児童相談所を中心に、里親、施設、里親支援センターと、それぞれの視点から検討を行う必要があると考えている。
- これまでの歴史やノウハウがある施設側は、それが無意識にプライドとなって里親をみている場合もあると思われる。一方で、実際に里親委託したが不調となるケースもある。「里親か施設かどちらが良いか」ではなく、「こどもにとってどうするのが良いか」を一緒に考えることが重要であり、そういった機会を通してお互いへの理解が深まると考える。
- 里親委託率の数字にとらわれず、その子にとって良い環境となることが必要である。こどもを中心とし、里親、施設、児相がともに動いていくことが重要であり、それをつなぐ役割を里親支援センターには期待する。

施設における養育について

- 心理的ケアが必要な子どもについて、施設に入所する子どものうち、被虐待経験のある子どもの割合は増加している。そういった子どもには、適切な見立てや長期的な治療が必要であり、職員が子どもに対して割く時間が増える。職員の人手不足は全国的な課題である。
- 非行支援の現場では、思春期における様々な課題が見られる。自己主張が出てくる反面、依存的であり、自分を受け止めてほしい思いが家庭等で叶えられず、依存対象を外に求め、性被害にあってしまう。今はSNSでつながって遠くへ行ってしまう、特に女子にリストカットや市販薬によるODが多い。養護施設でも思春期の女子への対応が大変だと聞く。思春期に加え、発達障害や愛着障害もあると、対応はより困難となる。施設には専門的な視点をもった職員の配置が必要である。
- 施設職員や里親など、ケアする人をどう支援するかについて、児童相談所の職員や施設の心理職には、スーパーバイズを受ける観点や機会があるが、指導員や保育士にはそのような機会がない場合が多い。職員が持続して働くことのできる体制という点で、ご意見はいかがか。
- 第三者評価を受ける中で、職員間のコミュニケーションについて指摘を受けた。時代の変化とコロナ禍により、人同士の関係が希薄になったと感じる。管理職として現場の職員とどうコミュニケーションをとるか、実際のケース対応にあたって職員を後ろから支え、伴走支援を行い、支援を言語化することが必要である。
- 家庭的養護の分野は、虐待や性被害など世の中の影の部分に対応しており、大切な仕事をしているにも関わらず、世間的には目立たない。各地のイベントや地域とつながる機会に、我々の取組や思いを発信し、世の中全体につなげていくことが必要。また、子どもたちから見える機会が増えることで、子どもにとっては学校の授業だけでは得られない教育の一つとなる。多職種が関わることで多様な人が救われるし、支援を行う側も救われる。

妊産婦等への支援について

- 支援を必要とする妊産婦等への支援の取組における学校を中心としたプレコンセプションケアの推進について、特定妊婦となるケースは学校というルートから外れていることが多く、地域を含めた包括的な取組が求められる。ターゲットを絞った具体的アプローチを行う必要があり、例えば若者と多く接する理美容関連の協力を得るなど、地域の中で若者たちが関わる大人を発見し、繋いでいくことが重要である。
- 研究においても、逆境的体験をレジリエンスに変えていく要素として、地域コミュニティに受け入れられる経験が非常に有効と言われており、地域の力を高めていく必要がある。
- 子どものことを、子ども抜きに決めてしまうことが一番危険であり、大人との関係が薄い子ほど意見を言う機会や相手が限られるため、声をきちんと拾い、繋いでいくことが大事である。
- 性被害を受けた人はその後何十年にもわたって後遺症に苦しむが、性加害を行った非行少年は、性についての知識を知らず、また、自身の行為が相手に大きな傷を与えることについて考えていない。プレコンセプションケアにより、正しい性知識を男子にも女子にも教えてもらいたい。自身の身体について正しい知識を持ち、主体的に判断し、相手に主張することは権利である。包括的性教育は人権がベースにあり、相手にも自分にも人権があるということを発達段階に応じて教えることであり、推進していただきたい。

学校の役割について

- 家庭的養護を必要とする子どもに対して、性教育や、地域とつなぐという学校の役割について振り返りを行っていく必要があると感じた。また、一時保護中の子どもにとっても学校は大事な場所であるため、安心して通うことのできる選択肢を検討していただきたい。
- 一時保護中の教育保障について、病院の院内学級のように先生が来て教えるなどの方策を考えていた

だきたい。

- 一時保護期間が受験期等と重なると、子どもにとっては不安が大きい。また、一時保護所で学校からの課題等には取り組むものの、学校へ復帰した後には学習に追いつくことが難しいため、できれば通学できる方が子どもにとっては安心である。
- 施設への一時保護委託中は、地域の学校へ通学が可能となっているが、支援学級が適当であるにも関わらず、保護者の了解が得られないことから、普通クラスで対応せざるを得ず、学校に負担をかけている現状がある。
- 令和7年6月からは、一時保護に不同意のケースについて、司法審査の対象となる。従来から一時保護の2ヵ月越えや児童福祉法28条による入所にあたっては裁判所の審判を仰いできたが、今後さらに、主に児童相談所において親との関係性が大変になってくる可能性がある。
- 学校の先生は子どもに一番近いところにおいて、こどもの声や様子をつかみやすい。先生がこどもの言ったことを流さず受け止めるかどうかで、こどものその後が大きく変わることもある。学校の中では性の話題がタブーな空気があるように思われるが、大人側の意識を変え、こどもの言葉や様子に常に注意を向けることが求められる。担任一人が抱え込まない体制づくりも重要であり、これは施設においても同様である。

■本日の検討会の意見を踏まえ、事務局において最終案を取りまとめ、座長が最終的な確認を行うこと
で了承を得る。

■今後のスケジュールについて

- ・最終案を取りまとめた上で、3月府議会定例会の委員会に報告したのち、3月末に策定。その後速やかに公表する予定